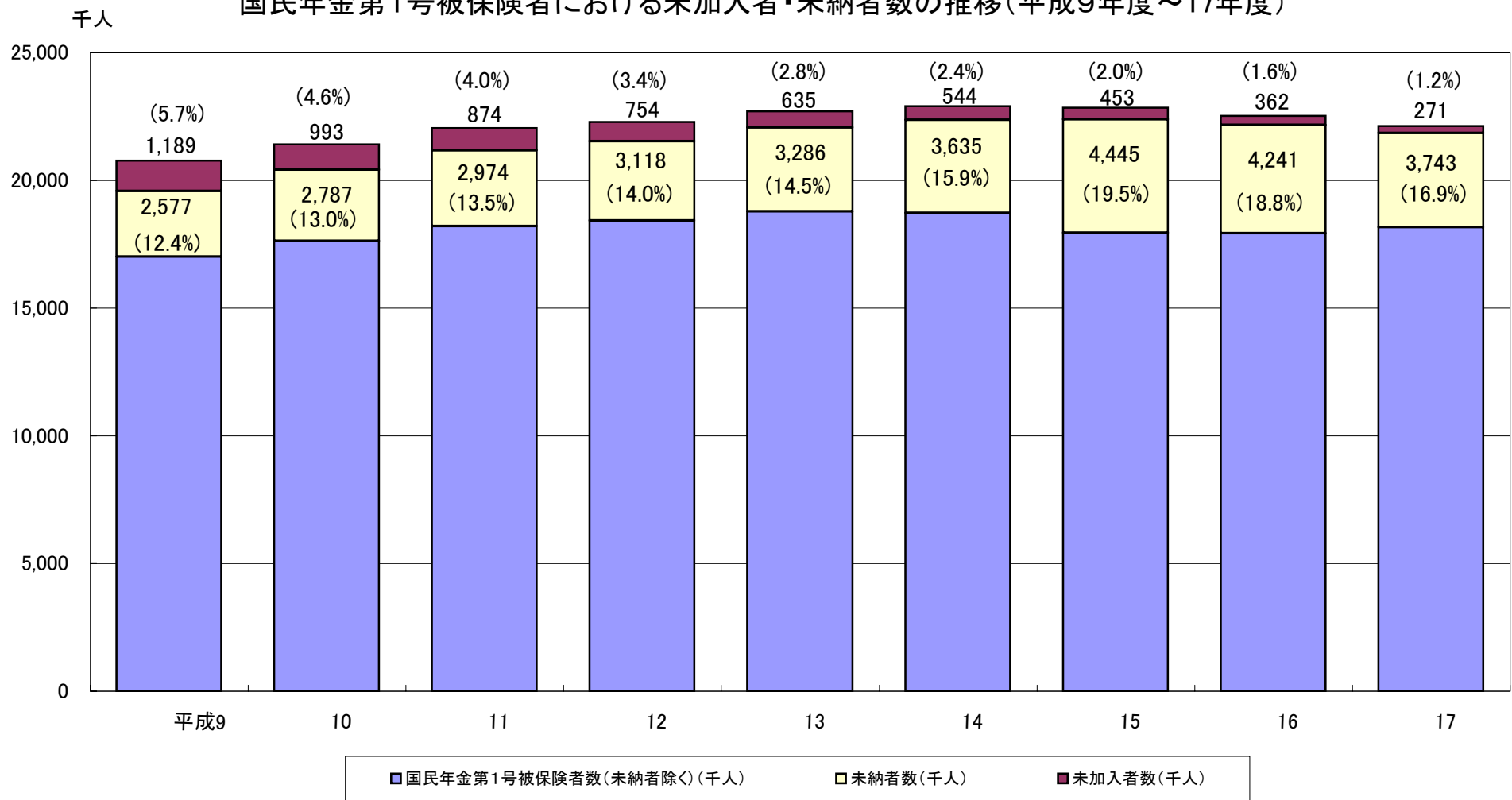


## ( 参 考 資 料 )

### 【目次】

国民年金第1号被保険者における未加入者・未納者数の推移	1
未加入者数の推移（平成4年度～17年度）	2
免除・納付猶予者の推移（平成4年度～17年度）	3
不在者数の推移（平成4年度～17年度）	4
不在被保険者の整理について	5
平成17年度 各月の所得情報提供状況	6
強制徴収の実施状況	7
市場化テストモデル事業の実施状況	8
コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付の利用実績	10
不適正免除事案の事後処理状況	11
継続審議となっている国民年金法等改正案について（収納対策関係）	12
平成19年度概算要求における主な収納対策経費の概要	14

国民年金第1号被保険者における未加入者・未納者数の推移(平成9年度～17年度)



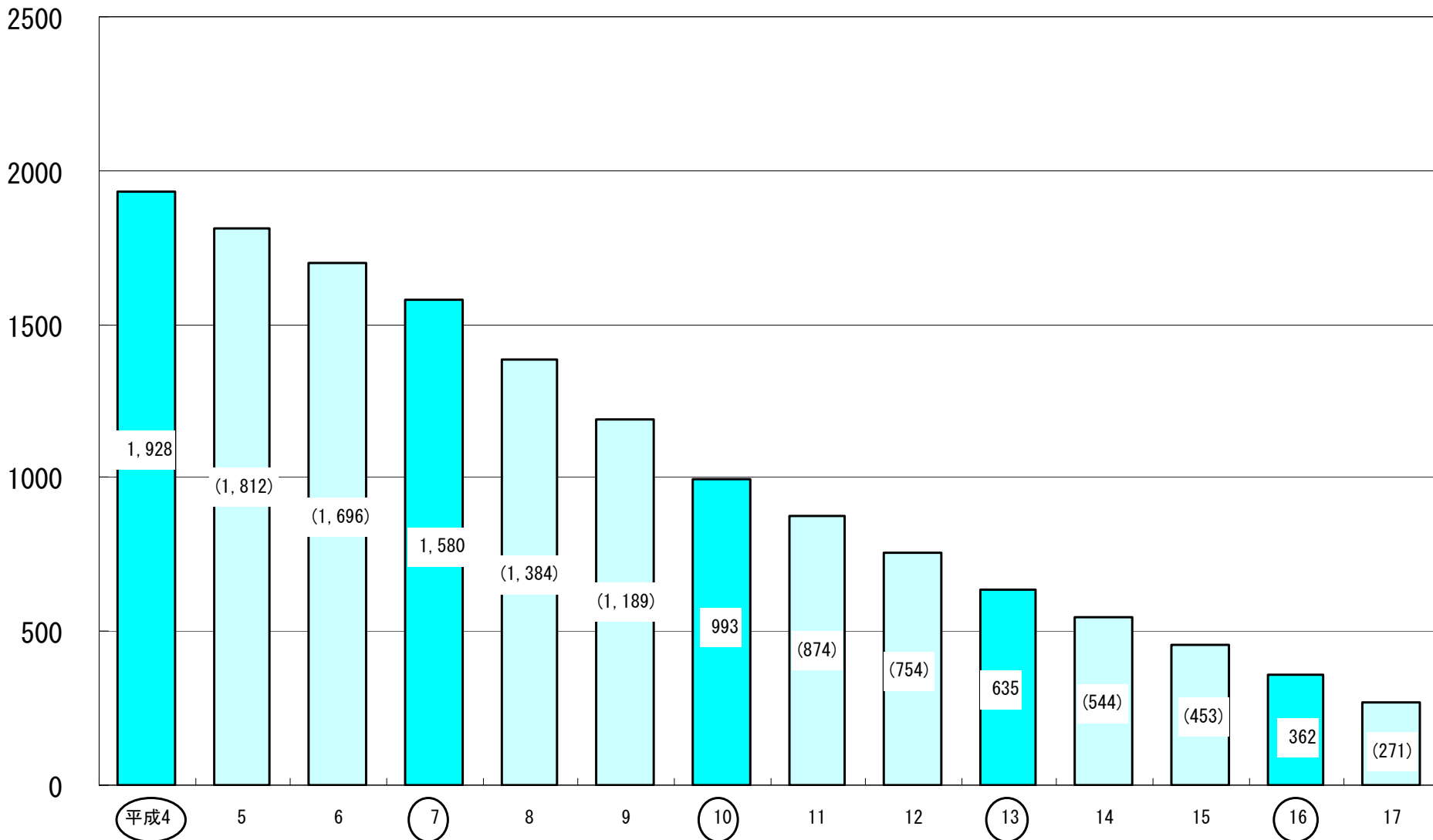
注1) 未納者とは、過去24ヶ月が未納となっている者である。

注2) 平成17年度の未納者数は、今般の不適正な免除手続の影響を排除した数値である。

注3) 平成10、13及び16年度の未加入者数は、公的年金加入状況等調査による。他の年度の未加入者数は、これらの年度から単純に線型按分したもの。

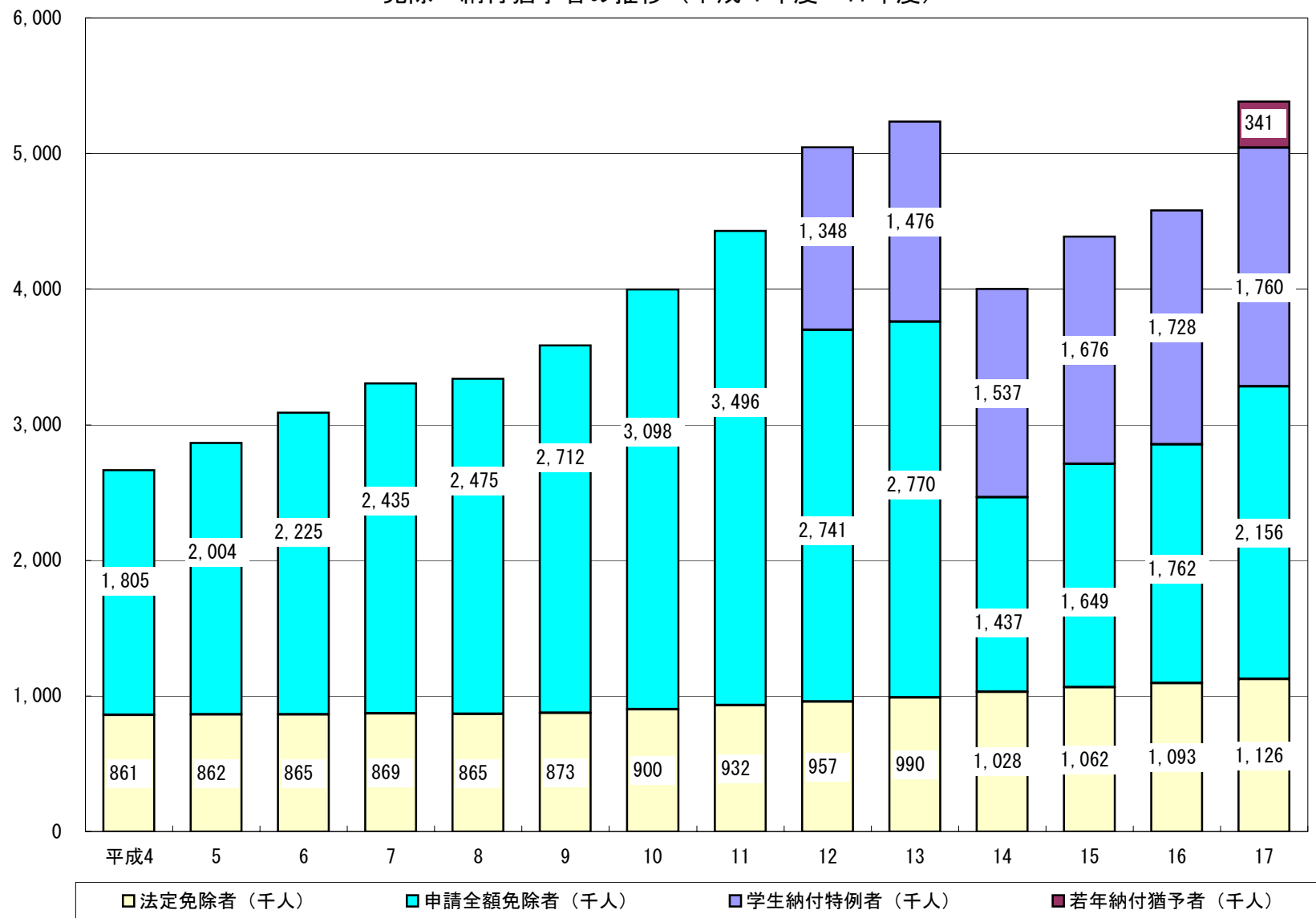
# 未加入者数の推移(平成4年度～17年度)

千人



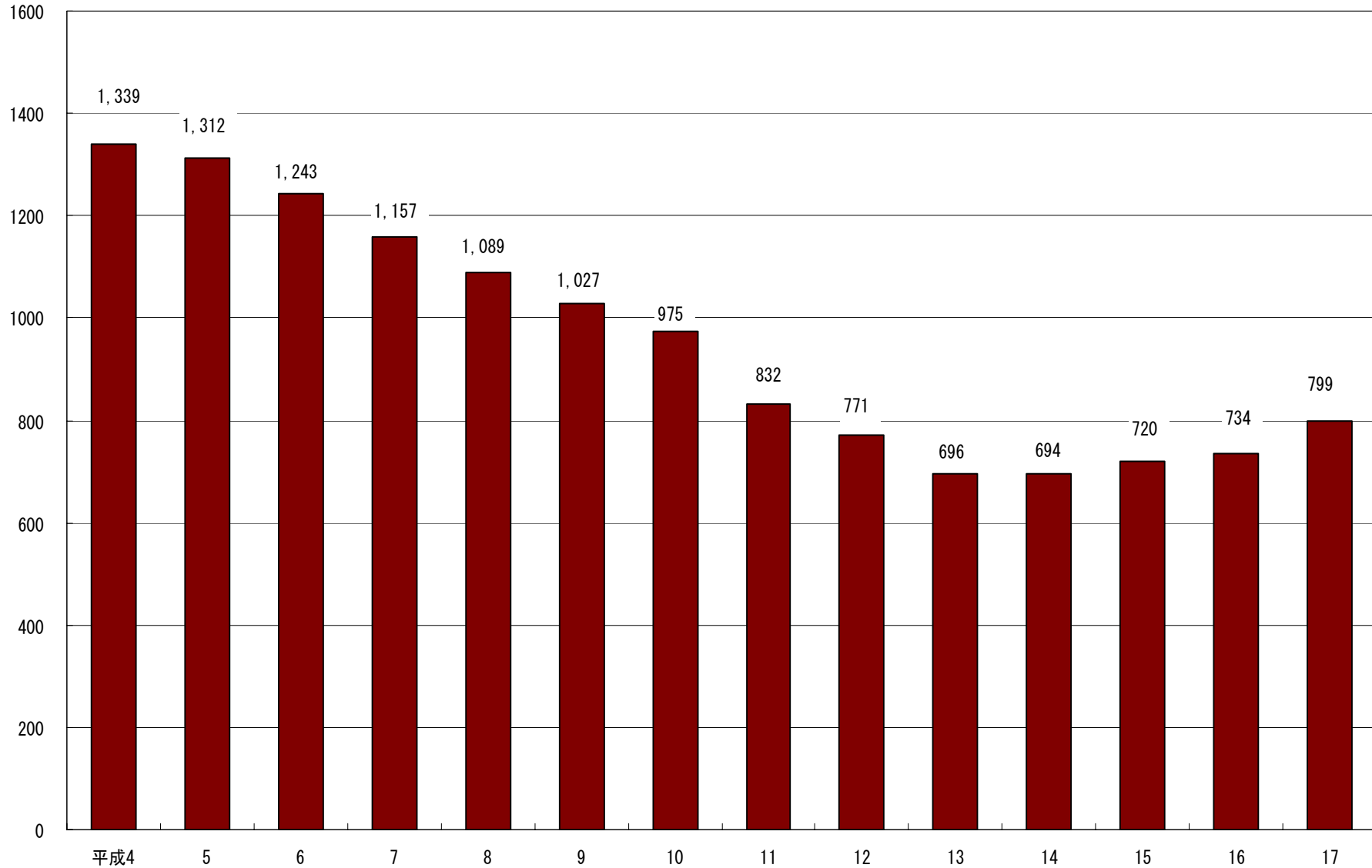
注)平成4, 7, 10, 13及び16年度の未加入者数は公的年金加入状況等調査による。他の年度における未加入者数は、これらの年度から単純に線形按分したもの

免除・納付猶予者の推移（平成4年度～17年度）



# 不在者数の推移（平成4年度～17年度）

千人



## 【不在被保険者の整理について】

1. 不在者登録処理に係る新たな事務処理基準（新基準）を策定する。
2. 同時に、第3次報告において不適正な事務処理として報告されたもの（104,777件）については、住所判明処理等（＝不在の取消）を行った上で、必要に応じ納付書を送付。（説明とお詫びの文書を同封。）
3. 現在、不在者として登録されている約80万件のうち、2. の処理後もなお残る不在者については、1. の新基準に照らして再整理を行う。

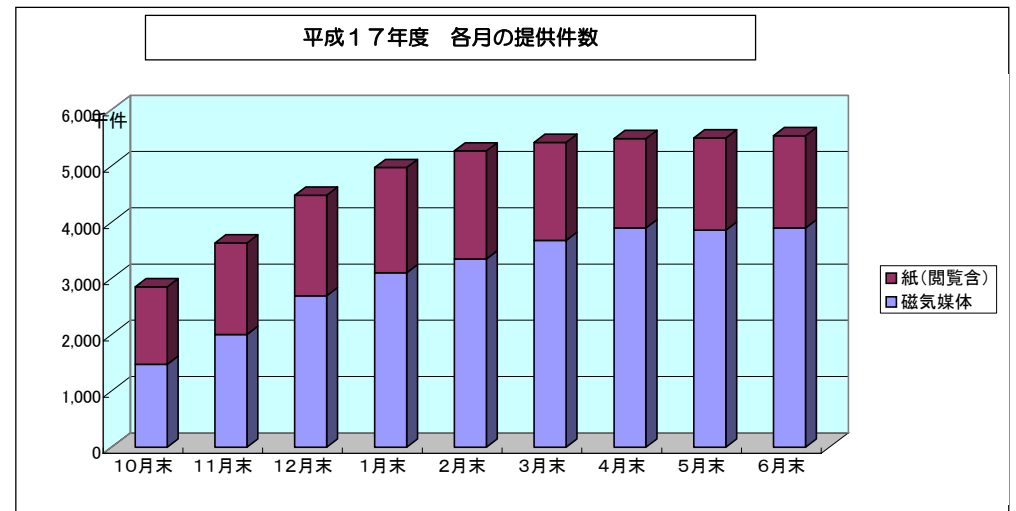
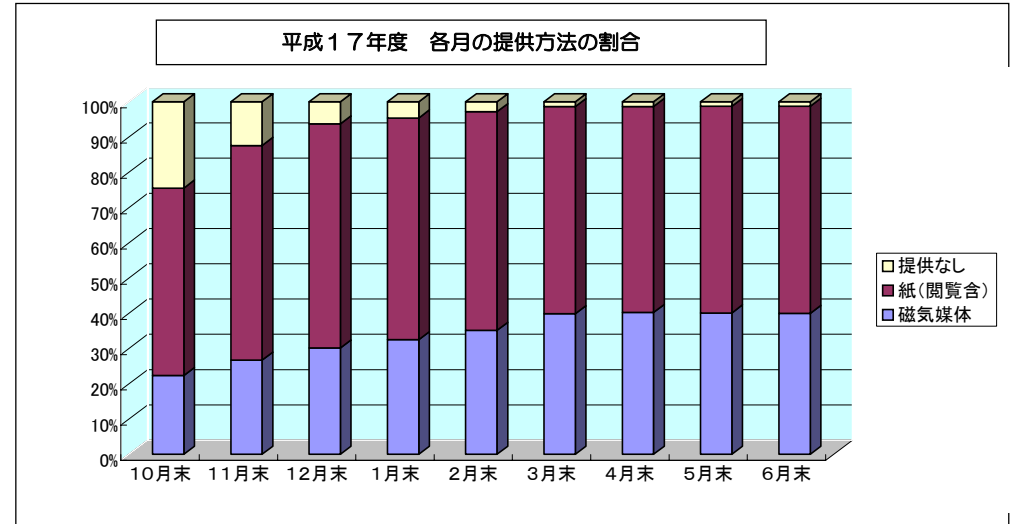
※再整理については、

- ①各事務局・事務所の不在者登録の実態調査を進めるとともに、
- ②市町村など関係方面との調整（ex. 住基情報の提供依頼等）を行った上で、これらの状況を踏まえ、順次進める。

（このため、再整理には、相応の時間を要する。）

# 平成17年度 各月の所得情報提供状況

月	市町村数	磁気媒体			紙(閲覧含)			提供市町村		提供件数合計
		市町村		提供件数	市町村		提供件数	数	割合	
		数	割合		数	割合				
10月末	2,214	495	22.4%	1,476,370	1,177	53.2%	1,374,077	1,672	75.5%	2,850,447
11月末	2,171	580	26.7%	2,005,726	1,322	60.9%	1,625,119	1,902	87.6%	3,630,845
12月末	2,166	653	30.1%	2,691,000	1,377	63.6%	1,786,630	2,030	93.7%	4,477,630
1月末	2,050	666	32.5%	3,103,585	1,290	62.9%	1,868,368	1,956	95.4%	4,971,953
2月末	2,017	709	35.2%	3,345,112	1,251	62.0%	1,922,782	1,960	97.2%	5,267,894
3月末	1,844	711	38.6%	3,675,224	1,108	60.1%	1,744,345	1,819	98.6%	5,419,569
4月末	1,843	728	39.5%	3,898,033	1,091	59.2%	1,589,517	1,819	98.7%	5,487,550
5月末	1,843	734	39.8%	3,858,251	1,086	58.9%	1,638,424	1,820	98.8%	5,496,675
6月末	1,843	737	40.0%	3,900,058	1,083	58.8%	1,636,022	1,820	98.8%	5,536,080

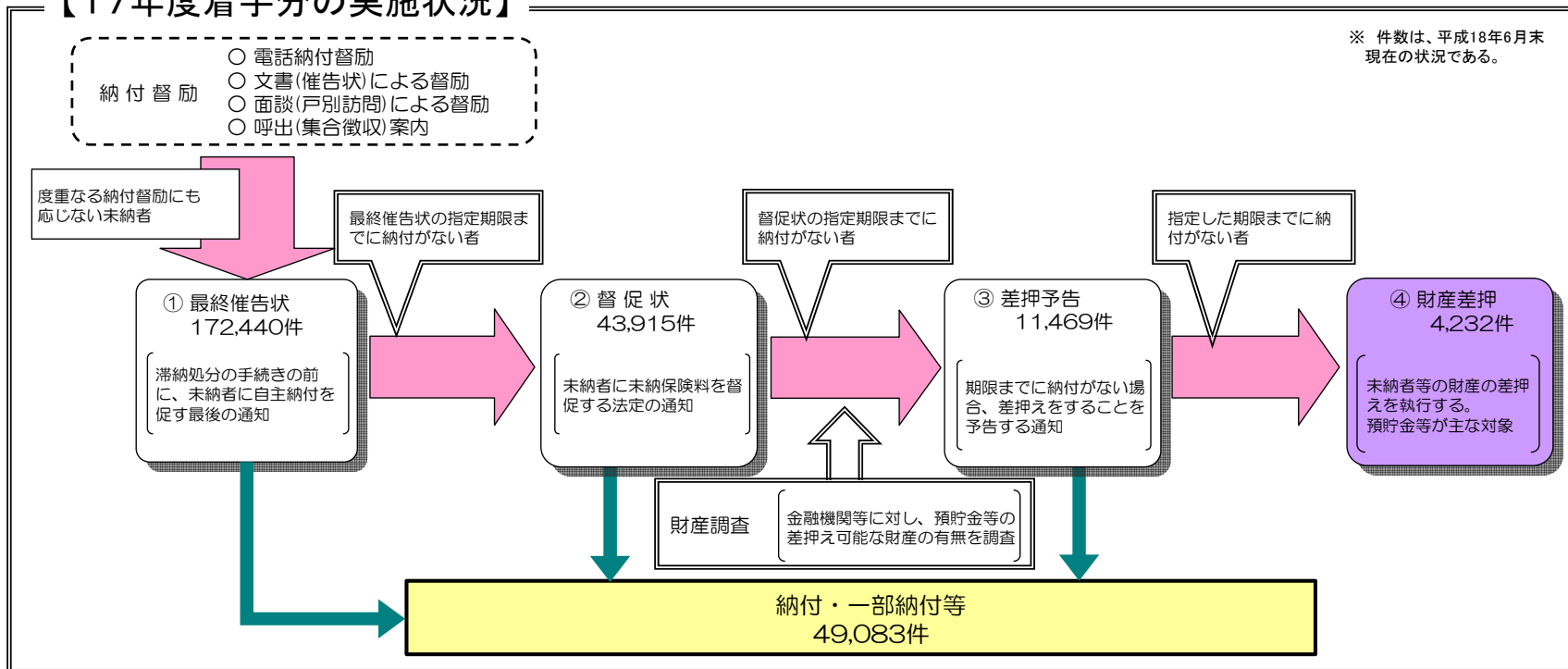


# 強制徴収の実施状況

○ 目標値と実施状況

- ・ 平成17年度の最終催告状の発行目標14万件に対し、17万件を超える発行を行った。

**【17年度着手分の実施状況】**



(実施状況：平成18年6月末現在)

	平成15年度着手分	平成16年度着手分	平成17年度着手分
最終催告件数 (強制徴収対象者数)	9,653件	31,497件	172,440件
督促件数	416件	4,386件	43,915件 (17年度末時点：36,398件)
差押件数	49件	483件	4,232件 (17年度末時点：2,697件)



## 市場化テストモデル事業の実施状況

平成17年10月より5箇所の社会保険事務所を対象として、国民年金保険料の納付督促業務（強制徴収や免除勧奨を除く）等を包括的に民間委託する市場化テストモデル事業を開始した。

（平成17年10月～平成18年9月末までの1年間）

民間事業者の創意工夫やノウハウの活用により、収納率の向上を図るとともに、当該業務の質及びコストに関する官民間の透明・中立・公正な比較を実施する。

対象地区	受託業者	要求水準 (納付月数)	実施状況(平成18年6月末) (要求水準に対する進捗率)	落札価格 (予定価格に対する落札率)
弘前社会保険事務所	(株) もしもしホットライン	570,953 月	490,062 月 (85.83%)	43,397 千円 (65.9%)
足立社会保険事務所	エー・シー・エス債権管理回収(株)	771,109 月	623,207 月 (80.82%)	25,942 千円 (55.9%)
熱田社会保険事務所	エー・シー・エス債権管理回収(株)	436,291 月	365,616 月 (83.80%)	21,982 千円 (60.5%)
大阪社会保険事務局 平野事務所	エー・シー・エス債権管理回収(株)	314,565 月	249,386 月 (79.28%)	20,557 千円 (51.9%)
宮崎社会保険事務所	(株) もしもしホットライン	436,380 月	364,229 月 (83.47%)	34,814 千円 (56.5%)

委託期間が終了した後に、モデル事業としての成果（質）及びコストに関する評価を行うため、途中経過ではあるが、現在の進捗状況としては官が行っていた実績と同等以上の成果を上げている。

## 市場化テストモデル事業の拡大実施

- 平成18年7月より、先行して実施している5箇所、新たに30箇所を加えた35箇所へ拡大実施。
- 新規30箇所については、民間事業者が参入しやすく相応の事業規模を確保するため、首都圏を中心とした社会保険事務所を複数にまとめた13地区により実施。

	地区	対象社会保険事務所	落札事業者
1	茨城地区	水戸北、水戸南	(株)もしもしホットライン
2	埼玉中北部地区	熊谷、浦和	(株)もしもしホットライン
3	埼玉中西部地区	川越	(株)もしもしホットライン
4	千葉北部地区	佐原、松戸	(株)もしもしホットライン
5	千葉南部地区	木更津	(株)トライアイ
6	東京東部地区	上野、江戸川、荒川、墨田、港	(株)もしもしホットライン
7	東京西部地区	新宿、渋谷、武蔵野	エー・シー・エス債権管理回収(株)
8	神奈川地区	鶴見、横須賀、厚木、相模原	(株)もしもしホットライン
9	愛知地区	名古屋西	(株)もしもしホットライン
10	京都地区	下京	エー・シー・エス債権管理回収(株)
11	大阪地区	難波、今里、福島、大手前、城東	(株)もしもしホットライン
12	兵庫地区	三宮、兵庫	エー・シー・エス債権管理回収(株)
13	福岡地区	中福岡	(株)トライアイ

### (今後の取組等)

- 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）」において、国民年金保険料の収納事業が対象事業として規定されたところ。
- 上記モデル事業終了後は、引き続き、公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納事業として実施を予定。（平成19年10月より、95箇所を対象として実施予定）

# コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付の利用実績

コンビニでの保険料納付については、平成16年2月から一部実施し、平成16年4月から本格実施している。また、インターネットバンキング等による電子納付については、平成16年4月から実施している。

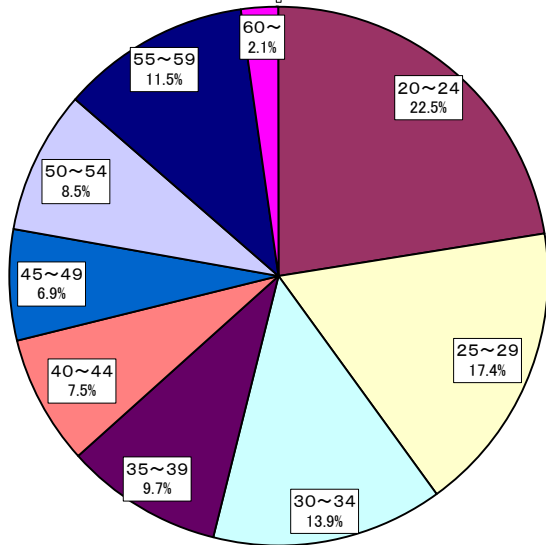
## ○コンビニ

平成16年度実績  
【利用件数】347万件  
【収納月数】593万月

⇒

平成17年度実績  
【利用件数】589万件  
【収納月数】940万月

コンビニエンスストア利用件数の年齢構成(平成17年度)



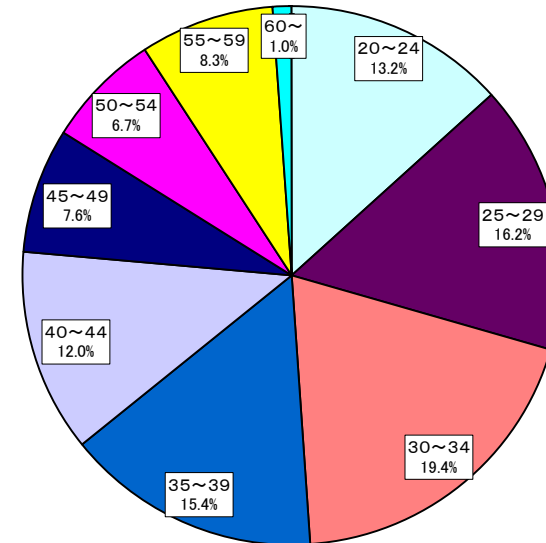
## ○電子納付(チャンネル:ATM、PC、モバイル)

平成16年度実績  
【利用件数】7万件  
【収納月数】17万月

⇒

平成17年度実績  
【利用件数】14万件  
【収納月数】33万月

マルチペイメント利用件数の年齢構成(平成17年度)



## 不適正事案の事後処理状況

- 本人の申請意思を確認しないまま承認手続を行った不適正処理類型（１）については、本人による申請に基づくことを定めた国民年金法に明確に違反することから無効である。  
このため、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、既に取り消したもののや、事後的に本人から申請書の提出があったものを除き、取消処理を行い、改めて免除等の申請書を提出していただくようお願いした。
- 電話等により本人の申請意思を確認して職員が申請書を代筆し、承認手続を行った不適正処理類型（２）については、「申請書には、記名押印又は自ら署名しなければならない」と定めている国民年金法施行規則第79条の手続きに違反する不適正処理であることから、本人に対して個別に経緯の説明と謝罪を行うとともに、申請取消の意思が明確となった方を除き、承認を取り消すことはせず、改めて申請書を提出していただくこととした。
- これらの是正措置の平成18年8月31日現在での実施状況は、次のとおりである。

		① 不適正件数 処理の件数	② 申請書 受理件数	③ 申請意思なし 確認件数 (納付約束又は 手続拒否)	④ 進捗率 $\frac{②+③}{①}$
(1) 個々人の申請の 意思を確認しない まま承認手続を行 ったもの	① 本人に免除等承認の通知をしたもの	97,915	33,979	2,097	36.8%
	② 本人に免除等承認の通知をしていないもの	91,577	46,717	1,477	52.6%
(2) 電話等により個々 人の申請意思を確認 して、職員が申請書 を代筆し、承認手続 を行ったもの。	① 申請の意思確認や、申請書の代筆に係る同意等が事蹟(記録)として残されていないもの	21,707	18,069	316	84.7%
	② ①の各事項が事蹟(記録)として残されているもの	11,388	10,718	119	95.2%
合 計		222,587	109,483	4,009	51.0%

## 継続審議となっている国民年金法等改正法案について（収納対策関係）

### （国民年金法関係）

#### 1. 保険料を納めやすい環境の整備・手続の簡素化等

##### ①クレジットカードによる保険料納付〔平成19年3月31日までの日で政令で定める日〕

○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、コンビニ、インターネット納付等に加え、クレジットカードによる納付を可能とする。

##### ②任意加入被保険者の保険料納付方法として口座振替を原則化〔平成19年4月施行〕

○国民年金の任意加入被保険者（60歳以上65歳未満の者等）について、口座振替による保険料納付を原則とすることにより、納め忘れを防止し、年金受給権の確保を確実にする。

##### ③保険料免除等の手続の簡素化

○国民年金保険料の免除の対象者である生活保護受給者や学生等について免除手続を確実にし、また重点的に申請の勧奨ができるよう、福祉事務所や医療保険者等に対し、情報の提供を求めることができることとする。  
〔公布日施行〕

○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることとする。  
〔平成19年4月施行〕

## **2. 社会保険制度内での連携による保険料納付の促進**

### **(国民健康保険法、国民年金法関係)**

#### **①国民健康保険（市町村）との連携**〔平成19年4月施行〕

- 市町村の判断により、国民年金保険料の未納者に対して、国民健康保険被保険者証に通常より短期の有効期間を定めることができることとし、未納者との接触の機会を設けることにより、保険料免除や納付の促進ができるようにする。
- 上記の短期の被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、当該市町村がその申出により、納付受託機関となることができることとする。

### **(健康保険法、介護保険法、社会保険労務士法、国民年金法関係)**

#### **②社会保険制度内の連携**

- 社会保険に密接に関わる事業者等（保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護保険事業者・介護保険施設及び社会保険労務士）による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととする。〔平成20年4月施行〕
- 併せて、国民年金保険料について、関係団体を通じた納付状況の確認等を可能とし、自主的な納付を促進する。〔平成19年4月施行〕

### **(国民年金法関係)**

## **3. 事業主との連携による保険料納付の促進**〔公布日施行〕

- 従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることとする。

## 平成19年度概算要求における主要な収納対策経費の概要

### 国民年金保険料収納対策経費

13,966百万円→12,978百万円

#### 〔保険料を納めやすい環境づくり〕

630百万円→1,094百万円

- ・口座振替への移行勧奨

406百万円→374百万円

口座振替の周知チラシ、返信用封筒を同封した口座振替申請書を被保険者に配布するとともに、市町村や金融機関の窓口を設置し、口座振替の利用促進を図る。

- ・クレジットカードによる保険料納付

203百万円→720百万円

被保険者の利便性の向上の観点から、クレジットカードによる保険料納付を可能とする。(実施期間) 3カ月→12カ月

#### 〔行動計画に基づく納付督促の着実な実施〕

12,960百万円→10,957百万円

- ・国民年金推進員による戸別訪問の実施

7,981百万円→7,284百万円

国民年金保険料の新規・短期未納者に対する戸別訪問による国民年金制度の周知、各種届出の指導及び相談、国民年金保険料の納付督促及び収納、国民年金保険料の口座振替の促進等を行う国民年金推進員を設置。なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、平成19年10月に600名削減。(年度末設置人数) 3,334人→2,734人

- ・催告状の発送

2,204百万円→1,829百万円

国民年金保険料が未納となった被保険者に対し、国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付による納付督促を実施する。なお、強制徴収の拡大に伴い、送付件数が減となっている。(送付件数) 3,634万件→3,016万件

- ・電話納付督促の実施

1,338百万円→942百万円

催告状を送付しても国民年金保険料が未納となっている者に対し、電話による納付督促を実施する。なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。(実施件数) 575万件→470万件

- ・集合徴収の実施

1,115百万円→684百万円

国民年金保険料の納付の機会を増やすため、未納者に対して案内状を送付し、集合徴収を実施する。なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、案内状送付件数が減となっている。(案内状送付件数) 1,836万件→1,160万件

- ・長期未納者に対する戸別訪問の実施 323 百万円→ 218 百万円  
長期未納者に対して、職員が戸別訪問による納付督促を行い、制度周知を図って保険料の自主納付を促す。なお、市場化テストの実施対象事務所の拡大に伴い、実施件数が減となっている。 (実施件数) 149 万件→141 万件

〔所得情報を活用した強制徴収の拡大〕 247 百万円→ 425 百万円

度重なる納付督促にも応じない国民年金保険料の未納者に対して、最終催告状を送付して納付督促を行い、それでもなお保険料を納付しない者に対しては、差押を含めた滞納処分を実施する。 (対象者数) 35 万人→60 万人

〔免除等制度の周知等の実施〕 129 百万円→ 502 百万円

- ・被扶養者情報等を活用した免除勧奨等の実施 28 百万円【新規】  
医療保険者から被扶養者情報や福祉事務所等から生活保護に関する情報を取得し、免除勧奨等を実施する。 (対象者数) 31 万人
- ・学生納付特例事務法人（事務委託費） 90 百万円【新規】  
大学等の教育施設において、大学等の設置者が学生等被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行する。 (学生被保険者数) 254 万人
- ・免除等の手続きの簡素化の実施 384 百万円【新規】  
所得が免除基準に該当している未納者や学生納付特例の承認者で引き続き在学中の学生に定常項目が印字された申請書を送付し、手続きの簡素化を図る。 (対象者数) 376 万人

公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納業務の民間委託経費 1, 229 百万円→2, 555 百万円

〔公共サービス改革法に基づく国民年金保険料収納業務の民間委託の実施〕 1, 229 百万円→2, 555 百万円

国民年金保険料の収納業務について、公共サービス改革法に基づく民間委託を実施し、その対象社会保険事務所について大幅に拡大する。 (対象事務所数) 35 事務所→95 事務所